

健やかほうふ21計画推進委員会設置要綱

平成28年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 「健やかほうふ21計画」(以下「計画」という。)に基づき、市民の健康づくりの活動を推進するため、「健やかほうふ21計画推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画策定や評価、見直し等に関する事項。
- (2) 計画に基づく市民の健康づくり推進に関する事項。
- (3) その他計画を推進するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体等の代表者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員で構成される。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健こども部健康増進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。